

事業系廃棄物とは

事業活動に伴って生じるすべての廃棄物は、種類によって「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。

ただし、「事業系一般廃棄物」に区分されている品目であっても、特定の業種から排出される場合は「産業廃棄物」となるものもあります。例えば、飲食店や食品販売店から排出される動植物性残さ（調理くず等）は「事業系一般廃棄物」ですが、食料品製造業において原料として使用した動植物性残さは「産業廃棄物」となります。

市の施設（清掃センター・環境コミュニケーションセンター）へ搬入できるものは、「事業系一般廃棄物」のみです。プラスチック、金属などの「産業廃棄物」は搬入できません。

下表に「代表的なごみ」を例示します。

事業系一般廃棄物（可燃ごみ）… 事業活動で発生した産業廃棄物以外のもの

品目	代表的なごみ
紙類	ダンボール 書類 新聞 シュレッダーくず 封筒 はがき 名刺 菓子箱 など
生ごみ	調理残さ・食べ残し 売れ残り など
木くず	剪定枝 木製品 など
その他産業廃棄物以外のごみ	衛生上焼却が必要なもの リサイクルできない紙（4ページ参照） など

※ 事業系一般廃棄物に区分されている品目でも、特定の業種から排出される場合は産業廃棄物となります。

事業系廃棄物

産業廃棄物（不燃ごみ等）… 事業活動で発生したもので、法律で定めるもの

品目	代表的なごみ
廃プラスチック類	弁当容器 ビニール袋 ラップ類やトレー 発泡スチロール ペットボトル など
金属くず	はさみ クリップ スプレー缶 缶 アルミホイル など
ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラス食器 せともの類 びん など
廃油	食用油 エンジンオイル など
上記に該当しない物	ロッカー 机 椅子 蛍光灯 電池 など

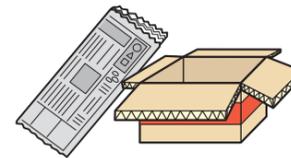
※ 産業廃棄物は全部で20種目（全ての事業活動対象13種目、特定の事業活動対象7種目）あります。

事業系廃棄物の出し方

事業所から排出されるごみの中にも、たくさんのリサイクル可能な資源物が含まれています。リサイクルできるものはないか、まずはごみを確認し、分別して資源化施設へ搬入することでごみの減量になります。例えば、野菜くずや食べ残しなどを肥料や飼料にリサイクルしている施設（食品リサイクル施設）や、せん定枝や落ち葉などをウッドチップや堆肥等に資源化している施設もあります。ごみの排出抑制・減量化・再資源化を事業所全体で取り組んで環境にやさしい事業所づくりを目指しましょう！

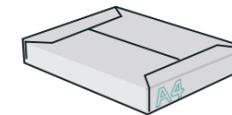
◆ リサイクルしてこのような物に生まれ変わります

新聞・ダンボールは



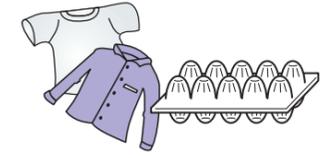
新聞 ダンボール

雑古紙・シュレッダーくずは



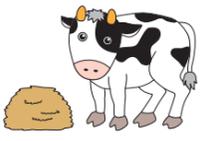
OA用紙など再生紙

ペットボトルは



衣類 たまごパックなど

生ごみは



飼料など

事業系一般廃棄物は自己処理が原則です。

一般廃棄物処理施設（昭島市環境コミュニケーションセンターなど）に自己搬入するか、昭島市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託してください。

委託をした場合でも、「委託をしたから責任は終り」ではありません。最終処分が終わるまで責任は残ります。

※生ごみは、食品リサイクル法により、全ての食品関連事業者に減量・リサイクルが求められています。

※小さな紙類も分別して、資源化をお願いします。

環境コミュニケーションセンター



- ◆ 分別してお持ち込みください。
- ◆ 指定収集袋（有料袋）の使用は必要ありません。
- ◆ 市外のごみは搬入できません。

産業廃棄物は市のごみ処理施設に搬入できません。

許可を受けた産業廃棄物処理業者に、収集・運搬、処分を委託してください。

ごみの搬入検査を実施（強化）しています

清掃センターでは、ごみの適正処理を図り減量を推進するため、一般廃棄物収集運搬許可業者が搬入するごみの展開検査等を実施しています。

資源とすべきものや産業廃棄物が混入されている場合は、持ち帰っていただき、改めて分別のうえ搬入していただくこととなります。

改善されないときは、搬入をお断りする場合があります。

◆ 捨てるときに分別を!

収集運搬業者が収集車へ積み込む際での分別は、大変困難で、手間も時間もかかります。収集運搬業者任せにせず、ぜひ、一人ひとりが、ごみ箱に入れる時に適切な分別に取り組んでいただきますよう、ご協力をお願いします。

